

平成21年10月31日

国土交通省土地・水資源局土地政策課土地企画調整室

「優良建築物の建築事業に関する国土交通大臣の証明に係る審査基準（案）等」に関するご意見の募集について

国土交通省では、今般、別紙のとおり、「優良建築物の建築事業に関する国土交通省の証明に係る審査基準案等」の策定について検討しております。このため、広く国民の皆様から、本案等に対するご意見を以下の要領で募集いたします。

〈意見募集要領〉

1. 意見募集対象

- ・「優良建築物の建築事業に関する国土交通大臣の証明に係る審査基準（案）」
（租税特別措置法第31条の2第2項第10号又は第62条の3第4項第10号、租税特別措置法施行規則第13条の3第1項第10号又は第21条の19第2項第10号 関係）
- ・「公共施設整備に関する国土交通大臣の証明に係る審査基準（案）」
（租税特別措置法第31条の2第2項第12号又は第62条の3第4項第12号、租税特別措置法施行規則第13条の3第1項第12号又は第21条の19第2項第12号 関係）
- ・「確定優良住宅地等予定地のための譲渡に関する認定に係る審査基準（案）」
（租税特別措置法第31条の2第3項又は第62条の3第5項、租税特別措置法施行規則第13条の3第8項第1号若しくは第2号又は第21条の19第9項第1号若しくは第2号 関係）
- ・「民間宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除に関する特定宅地造成事業等の認定に係る審査基準（案）」
（租税特別措置法第34条の2第2項第3号及び租税特別措置法施行令第22条の8第4項若しくは第5項又は同法第65条の4第1項第3号及び同令第39条の5第5項若しくは第6項、租税特別措置法施行規則第17条の2第2項及び第3項並びに第22条の5第2項及び第3項 告示（平成6年建設省告示第1126号） 関係）

2. 意見募集期間

平成21年10月31日～平成21年11月30日（必着）

3. 意見送付要領

別添の意見提出様式にご記入の上、次のいずれかの方法で送付してください。

この場合、提出していただく電子メール、FAX及び郵送の件名には、必ず「優良建築物の建築事業に関する国土交通大臣の証明に係る審査基準案等に関する意見募集」と明記してください。

(1) 電子メールの場合（テキスト形式でお願いします。）

電子メールアドレス：g_LAW_TSE@mlit.go.jp

国土交通省土地・水資源局土地政策課土地企画調整室 パブリックコメント担当 宛

(2) FAXの場合

FAX番号：03-5253-1558

国土交通省土地・水資源局土地政策課土地企画調整室 パブリックコメント担当 宛

(3) 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

国土交通省土地・水資源局土地政策課土地企画調整室 パブリックコメント担当 宛

4. 注意事項

- いただいたご意見につきましては、担当部局においてとりまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。ご意見に対して個別の回答は致しかねますので、あらかじめその旨、ご承知おきください。
- ご意見を正確に把握する必要があるため、電話によるご意見の受付は致しかねますので、あらかじめその旨、ご承知おきください。
- いただいたご意見の内容につきましては、住所・電話番号・電子メールアドレスを除き、公開される可能性があることをあらかじめご承知おきください。

〈意見提出様式〉

(フリガナ) 氏名	
住所	
所属	(団体名) (部署名)
電話番号	
メール アドレス	
ご意見	(ご意見)
	(理由)